

不正行為と罰則一覧(上陸基準省令(※)の技能実習1号口の項の第16号の表の上欄に規定)

チェック	類型 第16号	内容	具体例・説明	罰則
	イ	実習生に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	暴行・脅迫・監禁	5年
	ロ	実習生の旅券又は在留カードを取り上げる行為	パスポート・在留カードの取上げ	5年
	ハ	実習生に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為	講習手当・賃金の不足、未払い、違法な控除	5年
	ニ	イからハまでに掲げるもののほか、受入れ又は雇用した実習生の人権を著しく侵害する行為	通帳・印鑑・キャッシュカード等を技能実習生以外の者が保管し技能実習生が自由に引き出せないようにすることや、本人に帰国の意思がないにもかかわらず強制帰国をさせる、罰金を取る等の「人権侵害行為」	5年
	ホ	この表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為	社会保険には実際には加入しないにもかかわらず加入するという雇用条件書を入管に提出する等、「偽変造文書」の行使・提供	5年
	ヘ	第六号に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は同号若しくは第七号に規定する規約の締結をする行為(ハ及びニに該当する行為を除く。)	実習生との間で、保証金の徴収・財産の管理・違約金を定める契約の締結を行うこと	3年
	ト	実習生を第八号に規定する講習の期間中に業務に従事させる行為	講習期間中に、実習生を業務に従事させること	3年
	チ	実習生の技能実習に係る手当若しくは報酬又は実施時間について技能実習生との間で申請内容と異なる内容の取決めを行う行為	実習生との間で、入管への申請とは異なる手当・賃金・時間等の契約をすること	3年
	リ	申請の際提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施しないこと(ホに該当する行為を除く)	残業過多、内職、講習時間不足、技能実習計画と著しく異なる技能実習を行わせていること等、技能実習計画との齟齬	3年
	ヌ	申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させる行為又は当該他の機関において、技能実習を実施する行為(ホに該当する行為を除く)	名義貸し・飛ばし 実習生を受入れている企業との間で実習生の貸し借りをする行為等	3年
	カ	外国人に※法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること (※不法就労をさせる、不法就労のために自己の支配下に置く、業として不法就労をさせる行為や支配下に置く行為に関しあつせんすること)	不法就労を行わせること、その教唆・幫助	3年
	コ	技能実習に関し労働基準法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反する行為(イ、ハ、及びニに該当する行為を除く。)	36協定違反、強制貯金、無資格であるにもかかわらず機械を操作させる、雇用条件不明示等、その他労基法・安衛法違反	3年
	ク	実習実施機関において、この表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為を行った場合又は技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合の監理団体への報告を怠る行為	実習実施機関から監理団体への不正行為・継続不可能時の報告漏れ	3年
	ケ	この表(ツ及びネを除く。以下このソにおいて同じ。)に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為、研修の表に掲げる不正行為を行い、地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた後3年以内に、この表に掲げるいずれかの不正行為を行うこと	改善指導の対象となる不正行為(準不正行為)を3年以内に再度行うこと	3年
	ク	技能実習(本邦外において実施する講習を含む。)の実施状況に係る文書の作成、備付け又は保存を怠る行為	技能実習記録等の備付け、保存をしていないこと	1年

※上陸基準省令 ⇒ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令